

公権力の行使に係る国家賠償責任(1)

(百選「Ⅱ-223」～「Ⅱ-229」)

問題 001

国家賠償法1条1項にいう「公権力の行使」には、公立学校における教師の教育活動は含まれないと解するのが相当である。

001 解答：誤り
含まれるとした。(Ⅱ-223)

問題 002

学校の教師は、学校における教育活動により生ずるおそれのある危険から生徒を保護すべき義務を負っており、危険を伴う技術を指導する場合には、事故の発生を防止するために十分な措置を講じるべき注意義務がある。

002 解答：妥当である。(Ⅱ-223)

問題 003

警察官が交通法規等に違反して車両で逃走する者をパトカーで追跡する職務の執行中に、逃走車両の走行により第三者が損害を被った場合において、右追跡行為が違法であるというためには、右追跡が当該職務目的を遂行する上で不必要であるか、又は逃走車両の逃走の態様及び道路交通状況等から予測される被害発生 of 具体的な危険性の有無及び内容に照らし、追跡の開始・継続若しくは追跡の方法が不相当であることを要する。

003 解答：妥当である。(Ⅱ－224)

問題 004

警察官が交通法規等に違反して車両で逃走する者をパトカーで追跡する職務の執行中に、逃走車両の走行により第三者が損害を被った場合において、本件パトカーの乗務員は追跡による第三者の被害発生 of 具体的な危険性を予測することは可能であり、従って本件追跡行為は、国家賠償法1条1項にいう「違法」に当たると解するのが相当である。

004 解答：誤り

危険性を予測することはできず、国家賠償法1条1項にいう「違法」に当たらないとした。(Ⅱ－224)

問題 005

予防接種によって後遺障害が発生した場合には、禁忌者を識別するために必要とされる予診が尽くされたが禁忌者に該当すると認められる事由を発見することができなかったこと、被接種者が後遺障害を発生しやすい個人的素因を有していたこと等の特段の事情が認められない限り、被接種者は禁忌者に該当していたと推定するのが相当である。

005 解答：妥当である。(Ⅱ－225)

問題 006

公害健康被害補償法4条2項に基づく水俣病と認定すべき旨の申請に対し、知事が何らの応答処分も行わなかったことについて、認定申請者としての、早期の処分により水俣病にかかっている疑いのままの不安定な地位から早期に解放されたいという期待、その期待の背後にある申請者の焦燥、不安の気持ちを抱かされないという利益は、内心の静穏な感情を害されない利益として、これが不法行為法上の保護の対象となり得るものと解するのが相当である。

006 解答：妥当である。(Ⅱ－226)

問題 007

公害健康被害補償法4条2項に基づく水俣病と認定すべき旨の申請に対し、知事が何らの応答処分も行わなかったことについて、処分庁が作為義務に違反したといえるためには、客観的に処分庁がその処分のために手続上必要と考えられる期間内に処分できなかつたことのみで足りると解するのが相当である。

007 解答：誤り

それだけでは足りず、その期間に比して更に長期間にわたり遅延が続き、かつ、その間、処分庁として通常期待される努力を尽くさなかつたことが必要であるとした。

(Ⅱ－226)

問題 008

税務署長のする所得税の更正は、所得金額を過大に認定していたとしても、そのことから直ちに国家賠償法1条1項にいう違法があつたとの評価を受けるものではなく、税務署長が資料を収集し、これに基づき課税要件事実を認定、判断する上において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と更正をしたと認め得るような事情がある場合に限り、右の評価を受けるものと解するのが相当である。

008 解答：妥当である。(Ⅱ－227)

問題 009

いったん健康管理手当等の受給権を取得した被爆者が日本国外に居住地を移した場合に、受給権が失権するものとした402号通達の失権取扱いの定めは、原爆医療法及び原爆特別措置法の解釈を誤る違法なものであったということとはできない。

009 解答：誤り

違法なものであったとした。(Ⅱ－228)

問題 010

402号通達発出の前の段階では、国の担当者が、日本国外に居住する在外被爆者に対しては、そもそも原爆医療法及び原爆特別措置法の適用がないものとする法解釈の下にその運用を行ってきたことをもって、その職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と違法な運用を行っていたものとまでいうことは困難というべきである。

010 解答：妥当である。(Ⅱ－228)

問題 011

402号通達を作成、発出し、また、これに従った失権取扱いを継続した国の担当者の行為は、公務員の職務上の注意義務に違反するものとして、国家賠償法1条1項の適用上違法なものであり、当該担当者に過失があることも明らかである。

011 解答：妥当である。(Ⅱ－228)

問題 012

宅地建物取引業法は、免許を付与した宅建業者の人格・資質等を一般的に保証し、ひいては当該業者の不正な行為により個々の取引関係者が被る具体的な損害の防止、救済を制度の直接的な目的とするものである。

012 解答：誤り

そのように解し難いとした。(Ⅱ－229)

問題 013

宅建業者の不正な行為により個々の取引関係者が損害を被った場合であっても、具体的事情の下において、知事等に監督処分権限が付与された趣旨・目的に照らし、その不行使が著しく不合理と認められるときでない限り、右権限の不行使は、当該取引関係者に対する関係で国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではない。

013 解答：妥当である。(Ⅱ－228)